

## 第七章 小若連担当

第三十七条 小若連担当副頭取は、祭典規約の注意事項と祭典本部よりの指示を受け、自社の補導係と連絡し、協力し合い幼児及び小中学生の事故防止にあたる。

第三十八条 小若連担当の組織は次の通りとする。

小若連担当副頭取会長 一名  
小若連担当副頭取会長補佐 一名  
小若連担当副頭取 十二名

第三十九条 小若連担当副頭取及び補導係の任務

補導係は小中学生参加規則を熟読し、決められた日時を厳守し、補導にあたる。

二項 補導係は、法被を着用し、腕章を左腕に装着する。

三項 補導係は自町内の屋台につき、屋台の動きに注意し、危険防止にあたるとともに、幼児及び小中学生の保護に努める、

四項 規則以外の服装をしている者は補導し、正装をさせる。

五項 危険な行動や注意を聞かない場合は、町内名並びに氏名を祭典本部に連絡する。

六項 花火の合図と共に、小中学生を安全な場所に集め引率し帰宅させる。

七項 小若連担当副頭取は、帰宅カードを確認し、異常の有無を祭典本部に報告する。

第四十条 小学生祭典参加規則

一項 服装について

各町内で決められた法被に小の印を左腕に付け、股引又は黒ズボンを着用し、履物は、運動靴又は地下足袋とする。

ロ エゴ、化粧をしてはならない。

二項 屋台の曳き回しについて

自分の町内の屋台と一緒に行動をする。

イ 引き綱の赤い目印から前を引く（屋台に近寄らない）

ハ お囃子以外の者は、屋台には乗らない。

ニ 履き物が脱げたときは、綱の外へ出て屋台が通り過ぎるのを待つ。

ホ 屋台が走り出したり、急に方向を変える時は、綱から離れる。

ヘ 役員や係の人たちの注意をよく聞いて守る。

三項 事故の防止について

屋台の動きに注意し、危険な場所（手木・車輪）へは近寄らない。

ロ 一人歩きはしない。

ハ 車などの通行に注意をする。

ニ 屋台の曳き回しコースへは自転車で乗り入れない。

ホ 暗いところやさびしい所へは行かない。

ヘ 無駄なお金や危険物を持ち歩かない。

四項 禁止と注意について

イ 「こうらん」「らんかん」へは絶対に乗らない。

- ロ お金やものを友達に与えたりもらったりしない。
- ハ お酒を飲んだり、タバコを吸ってはならない。
- 五項 その他
- イ 祭典に参加するものは、小若連担当役員から確認カードをもらって参加する。
- ロ 事故や変わったことが起きたら速やかに役員に連絡する。
- ハ ホイッスルは吹かないこと。

#### 第四十一条 中学生祭典参加規則

- 一 項 服装について
- イ 祭典には、正装で参加すること。
- 正装とは、各社規定の法被・肌襦袢・腹掛け・股引又は黒のズボンを着用し、履物は、運動靴・草履・地下足袋の何れかとする。但し、手技周りでは草履は禁止する。
- ロ 中学生を表す規定のマークを腹掛けの胸部（縦十二cm・横二十cm）と法被の左腕上部（八cm四方）に縫い合わせる。
- 二 項 屋台の曳き回しについて
- イ 自社の屋台とともに行動することを原則とし、役員の手指示に従うこと。
- ロ 他社の応援をしてもよいが、役員の手指示には絶対に従うこと。
- 三 項 事故防止について
- イ 屋台の「こうらん」「らんかん」には絶対に乗らない。
- ロ 手木の横にいたり、車輪の近くには絶対寄らない。
- ハ 女子は夜間は手木に入ってはいけない。
- ニ 夜間は危険が多いので、女子の一人歩きは絶対にしない。
- ホ 交通事故に気をつける。
- 四 項 禁止と注意について
- イ 酒を飲んだり、タバコを吸ってはならない。
- ロ エゴ、化粧をしてはならない。
- ハ 変わった服装をしてはならない。
- ニ お囃子以外の者は、屋台には乗らない。
- ホ 飾り物をこわしたり、悪ふざけをしない。
- 五 項 その他
- イ 祭典に参加する者は、小若連担当役員から確認カードをもらって参加する。
- ロ 事故や変わったことが起きたら役員に連絡する。
- ハ 屋台から離れたところで事故などが起きた場合は、速やかに自町内の役員まで連絡をする。
- ニ 幼児や小学生を正しく指導する。
- ホ ホイッスルは吹かないこと。